

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十八条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録を更新した。

平成二十八年八月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 登録更新年月日及び登録番号

1 登録更新年月日

平成二十八年八月十五日

2 登録番号

一

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称

三原農業協同組合

2 代表者の氏名

西原 常雅

3 主たる事務所の所在地

三原市皆実四丁目七番二十八号

三 農産物検査を行う農産物の種類

国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産はだか麦、国内産大豆、国内産そば

四 登録の区分

品位等検査

五 農産物検査を行う区域

広島県

六 農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類
土居 正幸	三原市久井町泉二四二番地	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆
角本 篤司	三原市本郷町船木三〇八〇番地二	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆
大田 誠	三原市本郷町南方六五五二番地	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆
山名 隆三	三原市久井町和草八番地三	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆
今吉 正典	竹原市吉名町二二二九番地一	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば

永森 昌宏	山名 智	大黒 義之	大美 寛	伊藤 寿邦	林 康輝	成末 直美	中新 夏男	門上 秀司	木下 貴弘	石川 建明
世羅郡世羅町大字小世良四二 九番地六	三原市本郷南四丁目二九番五 号	三原市宗郷五丁目一三番五号	三原市長谷四丁目七番七号	東広島市西条西本町二八番一 一五〇一号	三原市糸崎六丁目二二番一 号	三原市深町八三八番地	竹原市下野町一八三三番地三	三原市沼田東町末光一三三六 番地	三原市久井町羽倉一八三五番 地	東広島市西条町田口二二四番 地一一二
もみ、玄米、小麦、大麦、 はだか麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、 はだか麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、 はだか麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、 はだか麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、 はだか麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、 はだか麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、 はだか麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、 はだか麦、大豆	もみ、玄米、小麦、大麦、 はだか麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、 はだか麦、大豆	もみ、玄米、小麦、大麦、 はだか麦、大豆